

令和2年3月17日

日本耳鼻咽喉科学会 様

障害保健福祉部企画課自立支援振興室

補装具費支給基準告示改定に向けたご提案への回答について

令和元年8月1日付でご依頼し、ご回答いただいた標記ご提案について、以下のようにご回答いたします。

なお、補装具費支給基準告示についてのご提案については、来年度以降も継続して行う予定としておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 ご提案の概要

- (1) 募集期間…令和元年8月1日～9月30日
- (2) ご提案いただいた団体…27団体
- (3) ご提案の概要
 - ①新規種目…14団体から13項目
 - ②型式等追加…10団体から59項目
 - ③価格変更…9団体から9項目

2 いただいたご提案に対する整理

補装具評価検討会で内容を精査し、以下の項目で分類整理して対応することとしました。

- (1) 緊急性が高い等の理由により、早い段階での対応が必要であるもの
- (2) 数年かけてエビデンスを詳細に整理すること等を通じて、対応を検討する必要があるもの
- (3) 補装具の定義に該当する可能性があり、更に研究する必要があるもの
- (4) 現時点では補装具の定義に該当せず、他の制度との関係性を整理する等、更なる情報収集等が必要であるもの

3 具体的なご提案内容に対するご回答

(1) 緊急性が高い等の理由により、早い段階での対応が必要であるもの

以下のご提案については、今年度の補装具費支給基準告示を改正し、対応することとします。

●新規種目のご提案

①人工内耳体外器

ご提案理由…手術時には医療保険が適用となるが、故障時の修理費、2台目購入費には保険制度上の支援がない。

対応方針等…医療保険の対象でない、「修理」に限って、補装具費の対象とすることとし、医療保険の対象となる交換、選好による交換、消耗品は、補装具費の支給対象とはしないこととします。

(2) 数年かけてエビデンスを詳細に整理すること等を通じて、対応を検討する必要があるもの

以下のご提案については、市場の動向等を詳細に把握する必要があるため、今後対応を検討することとします。

●型式等追加のご提案

①補聴器 無線式聴覚支援装置の追加（デジタル補聴システム等）

(3) 補装具の定義に該当する可能性があり、更に研究する必要があるもの

以下のご提案については、法令に規定する補装具の定義に該当する可能性があるため、厚生労働科学研究等を通じて研究を進めつつ、対応を検討することとします

●型式等追加のご提案

①補聴器 軟骨伝導補聴器

②補聴器 植込み型骨導補聴器

●基準額のご提案

①補聴器 高度難聴用耳かけ型、重度難聴用耳かけ型、重度難聴用耳あな型

(4) 現時点では補装具の定義に該当せず、他の制度との関係性を整理する等、更なる情報収集等が必要であるもの

以下のご提案については、現時点では法令に規定する補装具の定義に該当しないと考えておりますが、医療保険等、他制度での対応や市場の動向等を踏まえて情報を収集する等、状況を注視してまいります。